

伊勢原市地域包括ケア推進事業（集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国の市町村地域包括ケア推進事業のモデル事業対象地域の集合住宅に居住する要介護者等に対し、24時間365日対応の窓口を設置し、介護保険サービス及び介護保険外サービスなどの様々な生活支援サービスが包括的、かつ、継続的に提供される体制の構築を目指すとともに、効果的なサービス提供の在り方についての検証を行うことを目的とする。

（事業主体）

第2条 本事業の実施主体は、伊勢原市（以下「市」という。）とし、本事業の実施に当たっては、24時間随時訪問サービスも含めた効果を検証するため、事業の一部を特定非営利活動法人ウェルエイジに委託して行うものとする。

（事業の対象者）

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、要介護認定者、要支援認定者、高齢者のみの世帯の者、同居の家族等が就労、疾病等により常時家庭に居る時間が少ない高齢者又は市長が特に必要と認める者とする。

（事業の内容）

第4条 本事業は、集合住宅に居住する対象者に対して行う次の事業とする。

- (1) 24時間365日対応型窓口サービス事業 24時間365日対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線による連絡又は通報等に対応（相談、緊急対応、見守りによる安否確認、介護保険外サービスのコーディネート、介護支援専門員等との連絡調整等）を行う職員を配置することにより、対象者が安心して在宅で日常生活を営むことを支援する事業
- (2) 介護保険外サービス提供事業 対象者に対し、介護保険外サービス（定期的な安否確認、火の元点検、夜間を含む緊急時対応等）、短時間の身体的介護（水分補給、服薬管理等）及び短時間の生活援助（電球交換、ゴミ出し等）を提供し、総合的に生活支援を行う事業
- (3) 事業内容の検証等に関する事業 学識経験者等による企画委員会を設置し、事業の企画並びに利用者の要介護度及び介護保険サービスに関するニーズの変化並びに本事業に要した経費及び人員体制等について検証を行う事業

（組織）

第5条 前条第3号に掲げる事業を行うため、伊勢原市地域包括ケア推進事業企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域の代表
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第6条 委員の任期は事業が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の期日、場所及び協議事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会の庶務は、地域支援事業担当課において行う。

(実施報告)

第9条 本事業を受託した事業者は、本事業の実施状況を記載した業務実績報告書を各月及び年度末に作成し、月間報告書は翌月10日まで、年間報告書は次年度の4月末日までに報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は職務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。